

令和6年第6回（定例会）吉備中央町議会会議録（4日目）

1. 令和6年12月20日 午前 9時30分 開議

2. 令和6年12月20日 午前11時41分 閉会

3. 会議の区別 定例会

4. 会議の場所 吉備中央町議会議場

5. 出席議員

1番	日名由香	2番	渡邊順子
3番	我妻瑛子	4番	高森学
5番	丸山節夫	6番	河上真智子
7番	平澤一浩	8番	山崎誠
9番	石井壽富	10番	片岡昭彦
11番	黒田員米	12番	西山宗弘

6. 欠席議員

なし

7. 会議録署名議員

9番	石井壽富	10番	片岡昭彦
----	------	-----	------

8. 議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	早川順治	書記	富士本里美
--------	------	----	-------

9. 説明のため出席した者の職氏名

町長	山本雅則	副町長	岡田清
教育長	石井孝典	会計管理者	大森初恵
総務課長	山本敦志	税務課長	石伊利光
企画課長	大槿隆志	協働推進課長	中山仁
住民課長	宮田慎治	福祉課長	古林直樹
保健課長	塚田恵子	子育て推進課長	片山和子
農林課長	三高昌之	建設課長	大月豊
水道課長	檜寄秀徳	教委事務局長	大月道広
定住促進課長	荒谷哲也	加茂川総合事務所長	岡崎直樹

10. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名について
日程第 2	議案第 6 8 号	吉備中央町税条例の一部を改正する条例について
日程第 3	議案第 6 9 号	吉備中央町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 7 0 号	吉備中央町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について
日程第 5	議案第 7 1 号	吉備中央町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 7 2 号	吉備中央町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 7 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町エコセンター）
日程第 8	議案第 7 4 号	令和 6 年度吉備中央町一般会計補正予算について
日程第 9	議案第 7 5 号	令和 6 年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 1 0	議案第 7 6 号	令和 6 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について
日程第 1 1	議案第 7 7 号	令和 6 年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算について
日程第 1 2	議案第 7 8 号	令和 6 年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について
日程第 1 3	議案第 7 9 号	令和 6 年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について
日程第 1 4	同意第 6 号	賀陽財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて

（追加日程）

追加日程第 1	議案第 8 0 号	吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について
追加日程第 2	議案第 8 1 号	岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合規約の

変更について

追加日程第3	議案第82号	損害賠償事件の和解について
追加日程第4	議案第83号	令和6年度吉備中央町一般会計補正予算について
追加日程第5	議案第84号	令和6年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について
追加日程第6	議案第85号	令和6年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について
追加日程第7	議案第86号	令和6年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について
追加日程第8	発議第7号	持続可能な学校の実現をめざす意見書について
追加日程第9		閉会中の特定事件（所管事務）の調査について

1 1. 会議に付した議案の題目及びその結果

議案第68号	吉備中央町税条例の一部を改正する条例について	可決
議案第69号	吉備中央町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第70号	吉備中央町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について	可決
議案第71号	吉備中央町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	可決
議案第72号	吉備中央町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について	可決
議案第73号	公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町エコセンター）	可決
議案第74号	令和6年度吉備中央町一般会計補正予算について	可決
議案第75号	令和6年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算について	可決
議案第76号	令和6年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について	可決
議案第77号	令和6年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算について	可決

議案第 78 号	令和 6 年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について	可決
議案第 79 号	令和 6 年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について	可決
同意第 6 号	賀陽財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて	同意
議案第 80 号	吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について	可決
議案第 81 号	岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合同規約の変更について	可決
議案第 82 号	損害賠償事件の和解について	可決
議案第 83 号	令和 6 年度吉備中央町一般会計補正予算について	可決
議案第 84 号	令和 6 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について	可決
議案第 85 号	令和 6 年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について	可決
議案第 86 号	令和 6 年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について	可決
発議第 7 号	持続可能な学校の実現をめざす意見書について	可決
	閉会中の特定事件（所管事務）の調査について	決定

午前 9時30分 開 議

○議長（西山宗弘君）

おはようございます。

今朝も大変寒い朝でございましたが、皆さん方には十分にお体のほうを御留意くださいますようお願い申し上げます。

せんだっての北九州の殺傷事件に伴いまして、最近では、今朝耳にしたんですけれども、いろいろな怪文書が出回り、そして子どもたちの安心・安全が脅かされる今日でございます。どうぞ、町内外含めましてですけれども、皆さん方の見守りの強化をしていただきたいという思いでございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

会議中の撮影許可を既に報告したものに加えて、テレビせとうち、NHK岡山放送局並びに山陽新聞社に許可をしておりますので、御報告を申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、9番、石井壽富君、10番、片岡昭彦君を指名します。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第2、議案第68号、吉備中央町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第68号、吉備中央町税条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第3、議案第69号、吉備中央町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第69号、吉備中央町後期高齢者医療に関する条例の

一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第4、議案第70号、吉備中央町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

来年度からようやく岡山県が心身障害者医療費公費負担制度において精神障害者も対象とすることとなりました。これを受けて、町でも併せて制度を改めるといふものだと思います。精神科以外の一般科の診療も3割負担から1割負担となり、精神科以外の疾患もある方も多く、長く実現が待たれていた制度改正であり、実現には安堵の声が聞かれます。

その中で、1点、気になることがあります。参考資料の5ページをお願いします。

第3条の2に、次の各号のいずれかに該当する者は受給資格者としないとあり、次のページの（4）では、精神障害者保健福祉手帳を初めて取得したときの年齢が65歳以上である者とあります。つまり、65歳以上で1級の手帳を取得してもこの制度の対象外となるということでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

御質問にお答えいたします。

初めて取得した方につきましては、該当にならないということですが、後期高齢者医療制度におきまして、65歳以上の方でも精神手帳1級を持たれてる方につきましては後期高齢者制度のほうに移行されまして、おおむね1割負担ということなので、同じ1割程度で医療のほうは受けられるというようなことでございます。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第70号、吉備中央町心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第5、議案第71号、吉備中央町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

開会日に御説明していただいたように、平成30年の国保制度改正によって、県が財政運営の責任主体となり、国は各都道府県の保険料水準の統一化に向けた取組を推進してい

ます。

この保険料水準の統一化に関しては、その実施前から各市町村独自の努力や取組が失われ、住民福祉低下を招くと指摘されてきました。まさに、今回の葬祭費の給付額減は、そういった流れの中にあると思います。

吉備中央町としては、保険料水準の統一については賛成の立場を取られているようですが、保険税低減につながる交付金算定というあめを享受している間に地方自治をむしばまれているという危機感を感じます。

先日の委員会で同僚議員から提案がありましたように、こういった場合には国保会計から離れたところで独自の取組なども検討していく必要があると思います。

今回の保険料水準の統一に伴う給付額変更には反対いたします。

○議長（西山宗弘君）

討論に入りましたので、まず反対者の意見が出ましたので、次に原案に対して賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

これで討論を終わります。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

賛成多数です。したがって、議案第71号、吉備中央町国民健康保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第6、議案第72号、吉備中央町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第72号、吉備中央町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第7、議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町エコセンター）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第73号、公の施設の指定管理者の指定について（吉備中央町エコセンター）は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第8、議案第74号、令和6年度吉備中央町一般会計補正予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

補正予算説明書の22ページをお願いします。

小学校費の中に会計年度職員報酬440万円の減額、また23ページの中学校費では会計年度職員報酬250万円の減額、また24ページの社会教育費でも会計年度職員報酬220万円の減額とあります。人員減があったのかと思いますが、これはどういったものでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

大月教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大月道広君）

それでは、お答えいたします。

まず、小学校費の会計年度職員報酬の減ですが、当初、町で支援員等を予定しておりましたが、県費で加配がついたため、その分が減になったということでございます。

次に、中学校費の減についてですが、まず町費で支援員を予定しておりましたが、これも県費で加配のほうを用意していただいたということで、それにつき減となったことと、高梁御津線で落石があって道路が当初通れませんでした。そのために、町費でバスを用意してその人員の確保をしておりましたが、予定よりも早く落石のほうを取り除かれたということで交通が再開したということで、そのことについての減ということになっており

ます。

また、社会教育費の会計年度任用職員の減ですが、これは地域未来塾、k i i +の講師を当初から5人用意するということでしておりましたが、12月に入るまで人員の増減等がありまして、正式に人数がそろったのが12月ということでしたので、その間の報酬の差額が生じたということで、減ということで上げております。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

5番、丸山節夫君。

○5番（丸山節夫君）

15ページについてお尋ねをいたします。

総務費、総務管理費の諸費で委託料の667万円の補正ということなのですが、先般の一般質問の中でもデマンドの関係、お尋ねがあったと思うんですが、この理由説明については、デマンド利用の増加によるという説明をたしかお聞きしたと思うんですが、もう少し詳しい内容が分かれば御説明のほうをいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、御質問にお答えをいたします。

デマンドタクシーの利用につきましては、令和5年度から区域を撤廃したということで、利用者が増えております。5年度の利用者数については1,787人ですが、6年度、現在のところの数字をもって案分をしましたところ、4,050人を見込んでおります。それに伴う増額でございます。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

それでは、質問させていただきます。

まず、11ページの歳入ですが、滞納繰越分6,000万円という大変大きなお金が入っておりますが、これは何件あって、大きいものなんで恐らく個人ではないと思うんです

が、企業名とかを明らかにできればお願いしたいと思います。

それから、14ページに延滞金1,000万円ほどあるんですが、これはこの6,000万円に關係する延滞金なのか、これも金額が大きいので説明をお願いしたいと思います。

それから、15ページの先ほどの同僚議員の乗合タクシーの増ということで説明がありましたが、その後、コールセンター、別の資料ではコントロールセンターとなっておりますが、そういうふうなコールセンター関連の委託料というのは含まれているのかいないのか。先ほどの説明では、単純に利用者の増ということでしたけども、そこをもう一度、コールセンターの關係がありましたらそこを説明していただきたいと思います。

それから続いて、20ページの下段ですが、駐車場整備工事が1,200万円ほど減になっておりまして、これは道の駅かよの横の山を崩すというか、小山を崩して今駐車場をしておりますけども、これの中断に、つまり工事を今取りあえず途中でやめることによる減額ということでしたが、御存じのように、道の駅かよの利用は、日によって随分差があるようですが、土日は割と停められないことが、今の在来の駐車場ではみ出ることも結構ありまして、この駐車場がなかなか完成しないということで、少し利用者に不便があるのではないかと思います。この中断によって将来いつ頃にこの整備というのは行われるのかの見通しを併せて分かっていたら説明をお願いしたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

石伊税務課長。

○税務課長（石伊利光君）

それでは、御質問にお答えします。

まず、固定資産税の滞納繰越分の關係でございます。

この案件につきましては、1法人が所有する土地、家屋、償却資産に係るもので、滞納年度としましては平成31年度から令和5年度分まで、期別数としては25件となっております。法人名につきましては、公表を控えさせていただきたいと思います。

それから、延滞金の關係でございますが、この法人が納めていただいたことによる延滞金が増額となっておりますので、当初予算は平均並みの収納率で計算しておりましたが、今回1,000万円からの入金がありましたので、増額させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、お答えをさせていただきます。

諸費の乗合タクシーの運行业務でございます。コールセンター等の経費も含まれているかということでございますが、これはタクシー業者にお支払いをする委託料のみでございます。

○議長（西山宗弘君）

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

それでは、商工振興費の駐車場整備工事1，200万円の減額ということでございますが、これにつきましては、道の駅かよう敷地内にあります旧憩いの広場の小高い丘の部分は今徐々に土砂を取っている状況でございます。この土砂を取ることににつきましては、県道の道路工事等で土砂が必要ということで、県が徐々に取っていただいているという経緯がございます。予定では、今年度中に土砂が取られるので、あそこにあります工作物ですとか整地のお金をしとったんですけども、県の道路工事のほうが予定より土砂があまり必要なかったということで、今年中には全部取れないということで予算を落としたところでございます。今後の計画につきましては、土砂のほうが全部取れ次第、あそこを工作物等を取って整地のほうをさせていただこうと思っておりますので、土砂の取れ具合ですので、もし来年、土砂が取れるようでしたら、その次の年でも予算計上するなりというような方向で今は考えておりますが、今のところ、いつ土砂が全部取れるかということについては未定のところでございます。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

20ページのさっきの駐車場というか、道の駅かようの駐車場の件ですけども、今のような経緯は事前にももちろん土砂のことで聞いておりましたが、これは県の事業任せで、

こちらからの要望とか、少し道の駅かよりの利用でこういうことだというようなことは全くしんしゃくされないとか、町の要望というのは何か協議されるようなことはあるんでしょうか、県の都合でいつになるか分からないということなんでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

道の駅を指定管理をされてるところから駐車場が不足しているというようなこともお聞きはしておりますが、ここの部分も4分の1ぐらいは今整地をして停めれるようにはなっておりますので、特に急いで、停めるところがないので困ってるというようなお話は聞いておりません。

ですので、町のほうで全て土砂を取るということは今のところ考えてなくて、県のほうで取っていただくのを待ってるというような状況でございますので、町のほうで取ろうかというような協議は今のところはしておりません。

以上です。

○議長（西山宗弘君）

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

質問が、趣旨がちょっと違ったんですが、町で取ってくださるということではなくて、そういうふうな町側の要望、私は先ほどあまり、今管理されてる、道の駅を管理されてる方からはということですが、土日に行くとき々はみ出て、僕らも昼頃行くと停まれないような状況もあるにはあるんです。

なので、町が土砂を取るのではなくて、県のほうの別事業の都合がありますが、町としてはこうだということの、そういうような県との協議というのは、全くそういう場はないのかあるのか、それと関連して、これぐらいまでには何とかできないかということはお申し入れたり、何かそういうような協議はあるんでしょうかということをお尋ねしたので、その点をお答えいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

すみません。協働推進課のほうではそこは協議はしてありませんが、工事ですので、建設課等でそういう工事をするしないというのはあるんですが、そこで早くしてほしいとかというようなことまでは言っているか言っていないのかというのは私のほうでは分かりません。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

9番、石井壽富君。

○9番（石井壽富君）

9番、石井壽富ですが、さっき課長言われようたけど、あそこの道の駅は、何年も前からの陳情、要望が出とるでしょうがな。じゃけえ、それは県の土を取るとか取らんとかというな県任せじゃ言ようるけど、あんだけのものじゃったら町費でもってきちっと取ろう思やあ取れるわけじゃから。駐車場がそういうふうな陳情、要望は出とらんというてさっき答弁されようたけど、何年も前からでしょうがな。大型やこうは非常に困りようりますが、一番西側の。じゃけえ、それはあんだけの施設やし、きちっとそうやって駐車場の整備とかというのは安全性の問題もあるし、町費でもって、町長、町費でもっても、あっこはきちっと整備するようにせんと。せえと、すぐにせえ言うてすぐにできん場合もあろうから、何年ぐらいまでにはこういうなことをしますという計画ぐらいは持たんと、それは陳情、要望がないじゃ、そんな答弁は駄目ですよ。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

中山協働推進課長。

○協働推進課長（中山 仁君）

今議員のおっしゃられたような御意見につきましては、真摯に受け止めにさせていただきますと思います。

ただ、経費のほうで、県が取っていただけたら町の予算のほうを使わなくて済むということで、県のほうにも取っていただいているところではございますが、もう一度管理者のほうにも確認をしながら、小高い丘が途中で切れてるような状況ですので、早めに何とか動かしていけるように協議のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

9番、石井壽富君。

○9番（石井壽富君）

ほんなら、町長、その辺の来年度でも予算をきちっとあれして計画はつくって。これ、町長、随分前からあそこの駐車場の件は町長も御存じのはずじやと思うよ。大分前からあっこを駐車場にというふうな計画は議会のほうからも出とるでしょうがな。なら、その辺の予算計上をきちっとして、町長、答弁を求めますよ。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本町長。

○町長（山本雅則君）

この道の駅の駐車場につきましては、ここだけでなく、加茂川の道の駅の駐車場も狭いというのは認識をしております。そうした中で、かよの道の駅の駐車場整備につきましては、そのそばを通ってる県道の改良等の関係から、県も土が要りますよと、我々は土を取っていただきたいと、そうした中でいかにコストを両方とも下げるかということも一つの考え方に至っております。ですから、県の道路改良を急いでやってくださいというような要望はしております。そうした中で、それが進むことによってこの土が早く取れると、取っていただいて、あと舗装をかけるというのはこのように予算を組んでますので、その方向性には間違いございません。これからも県の道路改良等々につきまして早急にそれを進めてくださいということは要望していこうと思います。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第74号、令和6年度吉備中央町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第9、議案第75号、令和6年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第75号、令和6年度吉備中央町国民健康保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第10、議案第76号、令和6年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第76号、令和6年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第11、議案第77号、令和6年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第77号、令和6年度吉備中央町再生可能エネルギー事業特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第12、議案第78号、令和6年度吉備中央町上水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第78号、令和6年度吉備中央町上水道事業会計補正

予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第13、議案第79号、令和6年度吉備中央町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第79号、令和6年度吉備中央町下水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

日程第14、同意第6号、賀陽財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、同意第6号について御説明をいたします。

賀陽財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについて。下記の者を賀陽財産区管理会の委員に選任したいので、吉備中央町財産区管理会条例第5条の規定により議会の同意を求める。

記といたしまして、氏名、住所、生年月日の順に読み上げさせていただきます。

大塚実、上竹1142番地、昭和30年5月12日。石井保直、納地2033番地、昭和25年10月9日。田村昌亮、豊野5525番地、昭和27年8月8日。高谷一郎、竹荘750番地3、昭和22年11月16日。宮井健次、黒土1437番地2、昭和30年12月16日。坂井繁、吉川2456番地、昭和18年12月15日。先山安則、岨谷578番地1、昭和30年10月4日。

賀陽財産区管理会委員の任期は4年でございます。令和6年12月21日で任期満了となることから、新たに選任同意を求めるものです。

なお、7人の委員は、賀陽財産区から推薦された方で、新任は大塚実さんの1名、他の6名につきましては再任としてお願いをするものでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

本案はこれに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、同意第6号、賀陽財産区管理会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

お諮りします。

ただいま町長から議案第80号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について、議案第81号、岡山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山県市町村総合事務組合同規約の変更について、議案第82号、損害賠償事件の和解について、議案第83号、令和6年度吉備中央町一般会計補正予算について、議案第84号、令和6年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について、議案第85号、令和6年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について、議案第86号、令和6年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について、丸山節夫君外5名から発議第7号、持続可能な学校の実現を目指す意見書について、また各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から閉会中の特定事件の調査についての申出があります。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

異議なしと認めます。したがって、議案第80号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてから議案第86号、令和6年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について、発議第7号、持続可能な学校の実現を目指す意見書について及び閉会中の特定事件の調査についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時14分 再開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第1、議案第80号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、議案第80号を御説明をいたします。

吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例について。吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和6年12月20日提出、吉備中央町長、山本雅則。

この条例改正につきましては、令和6年度人事院勧告により国家公務員の給与改定が実施されたことを踏まえ、それぞれの条例を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

〔条例朗読説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第80号、吉備中央町議会議員の議員報酬及び費用弁

償等に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第2、議案第81号、岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、議案第81号を御説明いたします。

岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更について。地方自治法第286条第1項の規定により、令和7年3月31日をもって岡山市町村総合事務組合から和気北部衛生施設組合が脱退することを承認するとともに、岡山市町村総合事務組合規約を次のとおり変更する。令和6年12月20日提出、吉備中央町長、山本雅則。

今回の変更は、市町村総合事務組合の組合員であります和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合と和気北部衛生施設組合が、効率的な事務運営と行財政面での効果を目的に、和気北部衛生施設組合を解散し、当組合の業務を和気・赤磐し尿処理施設一部事務組合に引き継ぎ、新たな一部事務組合として和気・赤磐環境衛生施設組合を設立することに伴い、岡山市町村総合事務組合規約の変更を行う必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

〔参考資料朗読説明〕

どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第81号、岡山市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び岡山市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第3、議案第82号、損害賠償事件の和解についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、議案第82号について御説明をいたします。

損害賠償事件の和解について。損害賠償請求事件に関し、次のとおり和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

1、和解の相手方、吉備中央町内業者。

2、事件名、岡山地方裁判所令和5年（ワ）第607号損害賠償請求事件。

本件の概要。原告は、令和2年度から令和4年度までの被告の種別、「土木」の指名競争入札参加資格者名簿に登録されていたが、被告は、令和2年度から令和4年度までの被告の種別、「土木」の指名競争入札で一度も原告を指名しなかった。原告は、被告が上記のとおり原告を一度も指名しなかったことが違法であるとして、当時の入札の事実によれば、原告が指名業者となっていれば少なくとも1回は落札者となっていたことがほぼ確実であることから、原告が落札者となることによって得られるべき利益を得られなかった損害賠償の支払いを求めていたもの。

4、和解の内容、別紙のとおり。令和6年12月20日提出、吉備中央町長、山本雅則。

[参考資料朗読説明]

どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

まず、和解というのは、お互いに折り合いをつけて収まるという一番いいところだと思います。ただ、議決を採るとのことなので、内容を可能な限り明らかにしてもらわないといけなと感じます。

まず、指名をしていなかった理由はこういったことでしょうか。訴訟するということは、原告も公にここは明らかにしてほしいという思いだと推察しますが、いかがでしょうか。併せて2点お伺いします。

今回、町が原告を指名していなかった真つ当な理由があるのであれば、この和解を受け入れるということは、町もしくは町民に不利益が生じることになるのではないかという気も考えられますが、どう考えておられますか。

そして、3点目が、指名競争入札の運用方法がこの和解を受けて具体的にどのように変わるのか、教えてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

指名をしなかった理由ということでございますが、これは指名委員会の中での協議のことになります。指名委員会の協議事項につきましては、公表できないというふうにされていますので、ここでは控えさせていただきます。

今後の運用方法についてでございますが、これにつきましても今後細かい内容については詰めていくことになっておりますので、現段階での発言は控えさせていただきます。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

2つ目の質問を、もう一度言います。

町が今回の原告を指名しないという真つ当な理由があったならば、この和解を受け入れるということは、町もしくは町民に不利益が生じるのではないかという気掛かりも考えられますが、どう考えられますか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

答弁漏れのようなので、答弁をお願いします。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

今考えられる不利益は生じないのではないかなというふうに考えております。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

3番、我妻瑛子君。

○3番（我妻瑛子君）

今後、豪雨や台風など災害が増えていく懸念がある中で、復旧工事を担える町内の企業は貴重な存在だと思います。

今回の原告以外にも指名を不当に外されているという業者がないように、また現在指名を受けている業者も併せて地域の企業を活性化させるということ、そして公正な入札で、もちろん官製談合などないように運営していくのは行政の役割だと考えます。

質問は2点、この和解にどの程度拘束力があるのか、町としてこの内容の履行をどう考えているのかということと、この裁判に関わる費用はどうなるのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

この和解案を見ていただくとお分かりになると思いますけれども、改めて共に法令を遵

守して適切な運営を図っていこうという未来志向の和解案であると認識をしております。  
したがいまして、原告企業の配慮を尊重してこの和解案をぜひ受け入れたいというふうに認識しております。

○議長（西山宗弘君）

答弁漏れでしたか。

答弁漏れがあるそうです。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

裁判の費用というふうな御質問でございましたが、先ほどの7番に訴訟費用は各自の負担とするというふうなことを書いておりますとおり、各自で負担を行います。

○議長（西山宗弘君）

よろしいか。3回までなんで、すみません。

ほかに御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

幾つかの和解の内容について今質問と説明がありましたが、和解というのは双方が合意しなければ和解しないんですけども、ここの提示された資料では、下記の内容で和解したいということですので、町としてはこれを受諾してもいいということだろうと推測します。

それを認識した上でお尋ねしますが、和解の場合、普通、こういう民事裁判の場合は、代理人弁護士が裁判所を交えているいろいろ協議をしていると思うんですが、原告、被告双方の協議の下にこの和解案が示されたのか、それともずっと隔たりがあって、裁判官が判決の前に職権和解ということをしたのかということ、背景について御説明をいただきたいと思います。今の説明では、いろんな協議を重ねて双方がおおむね合意に近づいた、この和解案で大体いけるだろうというようなことと受け止めましたけども、改めてバックボーンについてまず説明をお願いしたいというのが1つです。

それから、先ほどの質疑の中である程度理解はできましたが、1点だけ内容についてもう一度説明をいただきたいと思います。

この和解案の第3項に関わることなんですけども、途中を省いて中段から「殊さらに原告を排除することはしないことを約束する」と書いてあるんですが、ということは、さっ

き職権和解か双方の合意による和解かと聞いたのも、この和解案では「殊さらに原告を排除することはしない」ということは、逆に言えば殊さらに原告を排除してきたというふう  
に読み取れるわけです。

先ほどの答弁では、指名委員会のことは公表できないということでしたが、指名委員会  
はもちろん町も関わりがあるわけで、殊さらに原告を排除したのかどうかということにつ  
いて、内容はともかく、そういう認識について御説明をお願いしたいと思います。

それから、訴訟費用は各自の負担とする。原告は全ての訴訟費用を被告が負担しないとい  
うふうにしたしか訴状はなつたと思うんですが、訴状というか、ここに書いてある事件  
の概要ではなつたと思うんですが、双方でこういうふう合意するべく和解案が示され  
ておりますが、この費用、これは当然町費から出さなきゃいけないんですけども、弁護士  
費用が中心になると思いますが、大体概算でいいですが、幾らぐらい町としてはこれは負  
担が生じるのでしょうか。

以上、お答えいただきたいと思います。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、お答えをいたします。

まず、和解は双方協議の下かというふうな御質問でございます。

双方弁護士及び我々もですけれども、弁論準備手続を過去8回行なった結果、この結論に  
至つたということでございます。

それから、「殊さらに」の言葉の意味というふうなことでございますが、これは今後実  
施する指名競争入札についてというふうなことでございます。今まで殊さらに原告を排除  
したかというふうなことにつきましては、そのようなつもりはございません。

それから、弁護士等への今後の費用についてでございますが、まだこれについては請求  
額について示されておきませんので、現段階ではお示しすることができません。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

訴訟費用については分かりました。

「殊さらに」ですけれども、今後そういうことをしないということですが、第3項の文面を読むと、どう読んでも、今まで殊さらに原告を排除をしてきたというふうにこれは読めるんですが、私の国語力の理解では。

今期、新たに選挙で選ばれた議員さんは御存じないかもしれませんが、この件については、恐らく各議員もこの原告の業者から口頭陳情も受けたことがあると思います。そういう意味で、この文面、3項の文面で、先ほどはこれは今後しないということだけでしたけれども、このことについて今までの殊さらということの言及はこの場ではしないということなんでしょうか。

これが関係あるのは、先ほども質問の中で出ましたが、ここに町内業者、今、なかなか公共工事も減って、町内業者もかなり厳しい局面だと思えます。今後、災害が起こったときに、町内業者がそれぞれが力を発揮していただいて、町のそういう災害復旧とか工事の面とかでお互いに力を合わせていくことはとても大事なことなので、このことについて、町内業者の育成あるいは健全な今後の工事の施工に鑑みて、殊さらということがこれからだということで私は読み取れないので、このことについて再度、あったのか、なかったのか、これは未来のことだと、これからのことだというふうな答弁でしたけれども、その点は何か言及をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

御存じのように、これからのことといたしますか、和解案ということの提示でございます。和解案では、過去のことについては特に触れてはおりませんし、和解案ですので、過去のこと言及することはないということでございます。そのような裁判官からの提示がございました。いろいろな弁論を踏まえての和解案でございます。弁論の内容については控えさせていただきますが、今後の、先ほど副町長も申し上げましたように、未来に向けての和解案ということで御理解をいただきたいと思えます。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

8番、山崎誠君。

○8番（山崎 誠君）

言葉尻を捉えるわけではありませんが、和解案はつまりこれからのことですが、これからのことでこういうことをやるということで7項示されておるのは、これは当然でございますが、この和解案がここに示されるということは、過去のことがあったから、当然そのことを十分分析し、あるいはお互いの主張を聞いてそのように和解案が示されたわけで、過去のことでないということは、全く、過去のことも前提の上に和解案があるので、今の答弁には納得できませんが。

いずれにしても、これについて町としては下記の内容で和解したいということなので、過去のことでないということですが、そここのところでさらに答弁があれば、なければそれで結構ですが、結論的には町としてはこの和解内容を遵守して和解したいという意向だということで今日ここに示されたという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

そのとおりでございます。この和解案で和解をするという方向で示しております。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

9番、石井壽富君。

○9番（石井壽富君）

17日の協議会があったわけですね、全員協議会が。そのときには、この和解案とは直接的には関係ないですけど、1期生は特にこういったことの前後が分からないわけで、その質問をしようとしたところ、副議長あたりがそれを制止してみたり。副町長、答弁することによって法的な圧力的なことが全協で発言をされましたけども、議会中の議員の質問権というのは、これは特権でありますんで、そういうふうな、吉備中央町にしか通らんことではしょうけども、非常に残念なことですわね。

る先ほどの議員さん等の質問におきましてそれぞれ私も認識はいたしておりましたけれども、そもそも公金による公共工事において法令違反をしたからこうなったわけであります。特に、副町長、指名委員長でもありますし、町長、執行権というものを法令を守らずにやった結果がこういうことになったんじゃないんですか。

和解案は未来のことだと言われようりますけれども、今まで排除してきた原因というものははっきり言わんと、我々は納得はできませんよ、理由を。なぜ排除されたか、なぜ司法の場にまで持っていかれたかと。これの法令を違反をしたということであるならば、その執行権は、責任というものはどういう形に議会に対して、この和解案の中に責任というものがないわけでありますが、それはそれで結構でございます。しかしながら、納税義務者が納税をしておられる公金の無駄の使い方、きちっと法令遵守した執行権でやっておればこの事件は起きなかったわけでしょう。その辺をはっきりこの議場で、本会議で言うてもらわんと。この和解案そのものに私は何も反対するつもりもないし、責任ということと、町長、この辺を議場ではっきり言ってもらわないと。なぜこういうふうな排除をしたかということの、そのことも言ってくださらないと、原因があるわけですから、原因があつて結果、こういう結果が起きとんでしょ。それを言うてください。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

指名委員会の内容につきましては、先ほど総務課長が申しあげましたように、秘密事項になっておりますので、経緯についてはここでお話をすることはできません。

なお、和解の内容につきましては、原告の方、また裁判官、被告側の代理人、それぞれが協議をして、裁判官からこういう提示がされております。非常に未来志向の提案であるというふうに思っておりますので、我々としてはこの和解の内容を受けべきというふうに理解をしております。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

（9番、「答弁漏れがあるが。」の声）

答弁漏れ。

（9番、「責任がある。」の声）

答弁漏れがあるようですが。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

この和解の内容によって責任がどうこうということでしょうか、その辺をお尋ねをいた

します。

(9番、「いや、そうじゃないですわ。」の声)

○議長(西山宗弘君)

9番、石井壽富君。

○9番(石井壽富君)

いや、こういう排除をして、そういうふうな司法の場に持って出られるような原因というものは、執行責任があるんじゃないですか。スムーズにいったりゃ、こういうことにならんのでしょ。きちっと公共事業で一般競争入札、指名入札で。特に、吉備中央町の場合は、指名入札の、よその自治体に比べて9割ぐれえは指名に持っていったるでしょう。それは、官製談合を防ぐために国の一つの方針として一般競争入札というものを取り入れなさいよというなことを国のほうからも、過去、官製談合はなくならないがゆえに、談合をするということは、それぞれの企業の成長が止まるということですよ。ですから、公共事業においては、企業の成長のためもあり、少ない予算でいい行政サービスができるという形の基本的なことが、執行する側にきちっと認識がないからこういうことになっとんですよ。責任ということにおいては、今回はこういうふうなことになった以上、執行の責任というものをどういう形で議会に示されるんですか、町民に示されるんですかということ質問しよんです。未来、将来がよくなるという、これは当たり前のことでしょう。それは駄目ですよ。その責任を言うてください。

○議長(西山宗弘君)

岡田副町長。

○副町長(岡田 清君)

我々としては、適切な法令に従って物事を進めてきたつもりでございます。そうすることによって、ある場合にはなかなか現実に合わんということがあるかも知れません。御理解いただけない場合もあるかも知れません。場合によっては、決まりを変えるという必要もあるかも知れませんが、取りあえず現行の法令に従って物事を進めた結果、なかなかこちらの意を酌んでいただけなかった面もあるのかも分かりません。そこには責任というよりも、むしろそれぞれの決まりに従った対応の結果というふうを受け止めていただきたいと思いますし、さらにこの和解案の中には、より一層法令に従ってやるようにという指示もございます。また、先ほど言われましたように、一般競争入札等も導入をするようにということが入っておりますので、原告の方の意見を十分取り入れた和解案であると

いうふうに理解をいたしております。

○議長（西山宗弘君）

ほかに御質疑はございませんか。

（9番、「もう一回できますわな。」の声）

9番、石井壽富君。

○9番（石井壽富君）

副町長な、法令に従ってなかったわけですよ、執行そのものが。法律を守ってない執行をしとんですよ。そのことに関して、責任職である執行責任。一般企業でもそうでしょうがな。やはりトップの頭取なり、三菱の銀行のあれでも、トップが出てきちっと謝罪もし、今後の身の振り方もこうしますとかというふうなことまで、それが責任じゃないんかな。謝罪の一つもせずにおって、ああのこの言うて、そんなものは通らんですよ、一般的には。町長、そうじゃないんかな。法令を守っとれば、こういったことは起きてないんですよ。守ってないから、このあれが司法の場に出たわけでしょうがな。そうじゃないんかな。じゃから、越権的な意識があったんじゃないんですか、副町長。特権、越権があったように私には。

旧議員さんは、この案件は随分企業の職員さんからも聞いてきとりますよ。議会にもある程度、せえから監査、監査がきちっとこういうことを許してきたということにも大きく問題があると思います。

じゃから、町長、副町長、法律違反をした、公金を出動しておる、このことに関しての謝罪、責任の取り方というものはどういうふうに思うとんですか。

○議長（西山宗弘君）

答弁を許します。

岡田副町長。

○副町長（岡田 清君）

いろいろこういう手続をしなければいけない状況に陥ったといいますか、混乱といいますか、適切なスムーズな事務ができてなかったことについては、それはおわびを申し上げたいと思いますが、法令に違反しとるかどうか、これは裁判所が決めることだというふうに私は認識しております。

（9番、「法令に違反しとるというて書いてある、この和解案の中に、1番目に。」の声）

○議長（西山宗弘君）

石井議員に申し上げます。指名しておりませんので、発言を控えてください。  
ほかに御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これより討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。  
採決を行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第82号、損害賠償事件の和解については原案のとおり可決されました。

追加日程の途中ではございますが、ただいまから11時10分まで休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（西山宗弘君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第4、議案第83号、令和6年度吉備中央町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

○総務課長（山本敦志君）

それでは、議案第 8 3 号を御説明いたします。

令和 6 年度吉備中央町一般会計補正予算について。令和 6 年度吉備中央町一般会計補正予算を別紙のとおり定める。令和 6 年 1 2 月 2 0 日提出、吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第 8 3 号、令和 6 年度吉備中央町一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第 5、議案第 8 4 号、令和 6 年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

古林福祉課長。

○福祉課長（古林直樹君）

それでは、議案第84号について御説明いたします。

令和6年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算について。令和6年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算を別紙のとおり定める。令和6年12月20日提出、吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

よろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第84号、令和6年度吉備中央町介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第6、議案第85号、令和6年度吉備中央町上水道事業会計補正予算についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、議案第85号について御説明いたします。

令和6年度吉備中央町上水道事業会計補正予算について。令和6年度吉備中央町上水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和6年12月20日提出、吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第85号、令和6年度吉備中央町上水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第7、議案第86号、令和6年度吉備中央町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

檜寄水道課長。

○水道課長（檜寄秀徳君）

それでは、議案第86号について御説明いたします。

令和6年度吉備中央町下水道事業会計補正予算について。令和6年度吉備中央町下水道事業会計補正予算を別紙のとおり定める。令和6年12月20日提出、吉備中央町長、山本雅則。

〔予算書に基づき説明〕

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（西山宗弘君）

これで提案理由の説明は終わります。

これより質疑に入ります。

御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、議案第86号、令和6年度吉備中央町下水道事業会計補正予算については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第8、発議第7号、持続可能な学校の実現を目指す意見書についてを議題とします。

事務局に朗読をさせます。

○議会事務局長（早川順治君）〔発議第7号朗読〕

○議長（西山宗弘君）

ただいま発議について朗読しましたが、提出者から補足説明がありましたらお願いをします。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

本案に対して御意見、御質疑はございませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

意見、質疑なしと認めます。

これで意見、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

討論なしと認めます。

発議第7号について採決をいたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（西山宗弘君）

全員賛成です。したがって、発議第7号、持続可能な学校の実現を目指す意見書については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（西山宗弘君）

追加日程第9、閉会中の特定事件の調査についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております閉会中の特定事件の調査についての申出があります。

お諮りします。

本件については、各委員長申出のとおり、閉会中の調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（西山宗弘君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の調査とすることに決定をいたしました。

以上をもって本定例会に付議されました事件の審議は全て終了しました。

この際、町長の御挨拶がございます。

○町長（山本雅則君）

第6回の定例議会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げさせていただきます。

今回は、新たに議会当選されました議員の方におかれましては、初めての定例会だと思えます。大変お疲れさまでした。

今議会は17日間という長きにわたりまして、議案の中でも特に条例改正、そして補正予算、そして委員の選任同意等々、多岐にわたってございました。そのような議案全てにおきまして原案どおり承認をいただきましたこと、大変うれしく思っております。

少し今年を振り返ってみますと、今年は選挙の年でもありまして、慌ただしかったなどという思いがございます。そして、11月には、合併して20年という節目の年でもあり、記念式典をさせていただきました。新たに、皆様方も同じ思いでございましょう、今後の20年に向けて、またチャレンジ・アンド・パワーという基本コンセプトの下に明るいまちづくりに頑張ろうと気持ちを新たにしたところでございます。

今年もあと僅かでございます。ぜひ皆さん、体には十二分に気をつけられて、家族皆で明るくて本当に輝かしい新年を迎えてください。そのことを心から祈念を申し上げまして、本定例会の終わりに際しましての御礼の御挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（西山宗弘君）

これで令和6年第6回吉備中央町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

午前11時41分 閉会